

# 平成30年度における養成施設の 指導調査結果について

平成31年3月1日

四国厚生支局健康福祉課

## 目 次

- 1 養成施設に対する指導調査の実施について . . . . . 1
- 2 平成30年度における指導調査の実施結果に . . . . . 1  
ついて
- 3 養成施設の運営で留意すべき事項について . . . . . 2

## 1 養成施設に対する指導調査の実施について

四国厚生支局においては、所管養成施設（表1参照）の指定及び監督業務を行っています。

監督業務の一環として、所管養成施設の適正な運営に資することを目的に、毎年度、指導調査を実施しています。

具体的には、指定基準等の遵守状況その他の運営状況を実地に確認し、課題の把握並びに課題解決に向けた指導・助言や情報提供等を行っています。また、指導調査終了後、その結果を通知し、改善が必要な事項については、文書による指摘（以下「文書指摘」という。）又は口頭による指導（以下「口頭指導」という。）を行い、文書指摘を行った事項については、改善計画の提出、それに基づく措置の実施を求めています。指摘事項の内容は、大別して次の6項目です。

- (1) 授業に関する事項
- (2) 教員に関する事項
- (3) 学生・生徒に関する事項
- (4) 実習に関する事項
- (5) 校舎及び備品に関する事項
- (6) その他（各種手続関係、養成施設内諸規定の整備等）

表1：四国厚生支局所管養成施設数（平成31年3月1日現在）

職種	栄養士	管理栄養士	社会福祉士 (福祉系大学等)	介護福祉士 (大学等)	介護福祉士 (福祉系高校等)	あん摩マッサージ 指圧師	計
施設数	6	4	12	5	8	1	36
課程数	6	4	14	5	8	1	38

## 2 平成30年度における指導調査の実施結果について

平成30年度においては、3職種・5施設・5課程（表2参照）に対して指導調査を実施しました。指導調査にあたっては、特に指摘傾向のある内容について重点的に確認を行いました（表3参照）。

表2：職種別指導調査実施数

職種	栄養士	介護福祉士 (大学等)	介護福祉士 (福祉系高校等)	計
施設数	1	2	2	5
課程数	1	2	2	5

表3：平成30年度における重点事項

事項	内容
授業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単位・時間、実施年次が学則等に定められたとおり行われているか</li> <li>・ 一度に行う授業の学生・生徒数が適切か 等</li> </ul>
学生・生徒に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学則に定める定員を超えて学生・生徒を入学させていないか 等</li> </ul>

平成30年度の指導調査における「文書指摘」は、授業に関するものが1件、生徒に関するものが1件、手続きに関するものが3件、「口頭指導」はありませんでした。

「文書指摘」となった事項については、養成施設から改善計画の提出を求め、再発防止策等、所要の措置を講ずるよう指導しました。

平成30年度における主な指摘事項は、次のとおりです。

(1) 授業に関する事項

現 状	一部の授業において、学則どおりに実施されていない事例が確認された。
指導内容	学則どおりに授業を実施すること。

(2) 生徒に関する事項

現 状	学生出席簿の記載漏れにより、学生の出席状況について把握ができていない事例が確認された。
指導内容	学生の出席状況を適切に把握すること。

(3) その他に関する事項

現 状	法令等において定められた申請・届出事項が提出されていなかった。
指導内容	法令等に定められた申請・届出を適切に行うこと。

3 養成施設の運営で留意すべき事項について

平成30年度の指導調査で指摘した事項以外にも、次に掲げる事項については、指導調査において指摘、指導を行うことが多い事項です。特に、これらの事項に留意の上、養成施設の適正な運営をお願いします。

(1) 授業に関する事項

法令等で定められている一学級の学生数を超えて授業を実施している事例がみられるため、法令等に定められた人数を遵守するようお願いします。

(2) 教員に関する事項

ア 教員の配置・資格要件について

教員を配置する際には、指定規則等で定められた必要人数以上を配置するようお願いします。

教員の資格要件の確認に当たっては、教員の資格要件を満たしていることを本人の履歴書以外に、免許証、資格登録証、大学等による学位記等により確認し写しを保管するようお願いします。

イ 教員の出勤簿の管理について

出勤簿の押印漏れがみられることから、適切な管理をお願いします。

(3) 学生・生徒に関する事項

継続して入学定員を超えて入学させている事例や単年度ではあるが大幅に定員を超えて入学させている事例等がみられることから、入学定員を遵守するようお願いします。

(4) 学則等の内容に関する事項

カリキュラム、学習の評価及び課程修了の認定等について、学則及び学則に基づく諸規定で定めているにも関わらず、学則等に即した運営がなされていない事例や学則等に定める必要があるにも関わらず定められていないなどの事例がみられるため、指定規則等を遵守しつつ、実情に即して学則等を適宜見直し、改正するなどをし、学則等に即した運営がなされるようお願いします。

(5) 校舎及び備品に関する事項

教室等に備えるべき機器等が設置されていない事例がみられるため、必要な機器等を必要な教室等に設置するようお願いします。

(6) 変更申請及び届出手続き並びに年度報告に関する事項

ア 変更申請及び届出について

指定規則等で定められている事項について変更する場合、あるいは変更が生じた場合は、一定期間内に事前の変更申請あるいは事後の変更を届け出ることとされているが、変更事由が発生したにも関わらず必要な手続きが行われていない事例がみられるため、必要な手続きを行うようお願いします。

イ 法令等に基づく年度報告について

報告期限が守られていない事例がみられるため、報告期限を遵守するとともに、報告内容については実績に基づき報告するようお願いします。

養成施設の適正な運営を確保するためには、法令遵守の意識を十分にもち、養成施設自らが、これらの指摘事項に限らず、養成施設の運営について定期的な点検を行うなど自主的な取組をお願いします。

※ 四国厚生支局ホームページに「自己点検表」を掲載していますので、定期的な自己点検にご活用ください。

( 四国厚生支局HP [http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/bu\\_ka/kenko\\_fukushi/index.html](http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/index.html) )